

駒場団地自主防災会細則

(名称)

第1条 この会は、駒場団地自主防災会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、駒場団地自治会に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害(以下、「地震等」という。)による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災訓練の実施に関する事
- (2) 防火防災に関する知識の普及に関する事
- (3) 地震等に対する災害予防に関する事
- (4) 地震等の発生時における情報の伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関する事
- (5) 防災資機材等の備蓄に関する事
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、駒場団地自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に必要なに応じ、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名

(3)総務 1 名

(4)班長(防災訓練班、情報班、消火班、防災管理班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班のそれぞれの各班毎に班長 1 名、副班長 1 名を置く)

(5)防災リーダー(会長の委嘱による) 数名

- ・会長は自治会会長、副会長は自治会副会長がその任に当たる。
- ・総務は自治会防災担当役員がその任に当たる。
- ・班長は自治会各班役員の互選により公平な方法で決める。副班長は前年度の防災会班長が担当する。
- ・役員の任期は 1 年、防災リーダーの任期は 3 年として再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条

- ①会長は、本会を代表し会務を統括し地震など災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- ②副会長は会長を補佐し会長不在時にその代行として全体指揮する。
- ③自治会監査役は会の会計を監査する。
- ④総務は事業の計画立案、防災資機材の管理、運営予算の立案・管理を行う。
- ⑤班長は各班の担当職務を把握し、班員を指名する。

班員は当年度の自治会の役員、及び前年担当の自治会役員とし班員が不足する場合は班長が自治会会員に依頼することが出来る。自治会会員は防災会の目的を理解し協力する。

(会議)

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

総会は会長が招集する。

総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、総務、各班長、副班長及び防災リーダーによって構成する。

役員会は、次の事項を審議し、実行する。

- (1) 総会に提出すべき事
- (2) 総会により委任された事
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(自主防災組織台帳、地域防災カルテ及び地域防災マップを含む)を作成する。

防災計画は次の事項について定める。

- (1) 防災訓練の実施に関する事
- (2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救助、避難誘導及び給食給水に関する事
- (4) 防火・防災知識の普及に関する事
- (5) その他必要な事項

(運営予算)

第12条 本会の運営経費は、市及び公共団体の助成金と自治会よりの繰入金で充てる。

予算は、役員会で予算案を作成し、自治会役員会の審議、総会の議決を得る。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことが出来る。

監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規約は、1996(平成8)年10月13日から実施する。
- 2 この規約は、1996(平成8)年10月13日から実施したものを改定し、2008(平成20)年4月6日より施行する。
- 3 この規約は、2008(平成20)年4月6日から実施したものを改定し、2010(平成22)年4月5日より施行する。